

議事要旨(6) 収益認識基準の開発に関する意見募集の検討

小賀坂副委員長より、収益認識基準の開発に関する意見募集の検討について、審議資料に基づき説明がなされた。

説明に対する委員及びオブザーバーからの主なコメントと、それらに対する事務局からの回答は次のとおりである。

論点 11「一定の期間にわたり充足される履行義務」及び論点 12「進捗度を合理的に算定できない場合の会計処理について」

- ある委員及びオブザーバーより、次のコメントがあった。
 - 論点 11 及び論点 12 は関係する論点であるため、関連性が理解できるように記載を工夫する必要がある。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 論点 11 及び論点 12 の関係性がわかるような工夫を検討したい。

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 論点 11 に含まれる工期が短い工事契約の事例については、重要性の考え方が日本基準と IFRS 第 15 号との間で異なると受け取られないような配慮が必要である。

論点 17「表示」及び論点 18「開示（注記事項）」について

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - IFRS 第 15 号の開示は多岐にわたるが、各注記事項がどのような意味を持つかにについて、利用者に向けて質問することも考慮すべきであり、質問の仕方を工夫すべきである。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 本意見募集の現案は、作成者を主な回答者として想定したものになっているが、いずれかの段階で利用者にも開示のベネフィットについて意見を聞く必要があると認識している。それをどの段階で行うべきか、今後検討したい。

別の委員より、次のコメントがあった。

- 開示は、実務上、対応が困難な要求事項もあり、十分な検討が必要であるため、優先的に意見を得られるよう、目次の配列を見直す等の工夫を行うべきである。

全体について

- 複数の委員より、次のコメントがあった。

- IFRS 任意適用企業への影響やスケジュール設定の重要性等も考慮し、平成 30 年 1 月 1 日以後開始する事業年度に適用が可能となることを当面の目標にすることに同意する。
- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 利益に影響を与える論点なのか、総額表示か純額表示の論点なのかが、混在しているため、それらを整理して示すべきである。
- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 読者が自らに関係する箇所が識別できるよう、アウトリーチでの意見も踏まえて論点の記載方法を工夫すべきである。

以 上